

内航フィーダー航路

物流の2024年問題とモーダルシフト

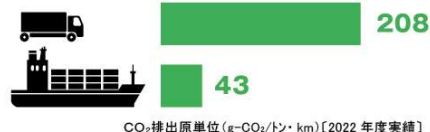
■ 物流の2024年問題とは

平成30(2018)年6月改正の「働き方改革関連法」に基づき、令和6(2024)年4月1日から「時間外労働時間」について年間960時間の上限規制が適用されました。
同時に「拘束時間」(労働時間と休憩時間の合計)も短縮されました。
「時間外労働時間」と「拘束時間」の義務化によりトラック貨物の輸送能力不足が懸念され、社会に与える影響が大きいとされているのが、「物流の2024年問題」です。

■ モーダルシフトによる物流機能の強化と環境対策への貢献

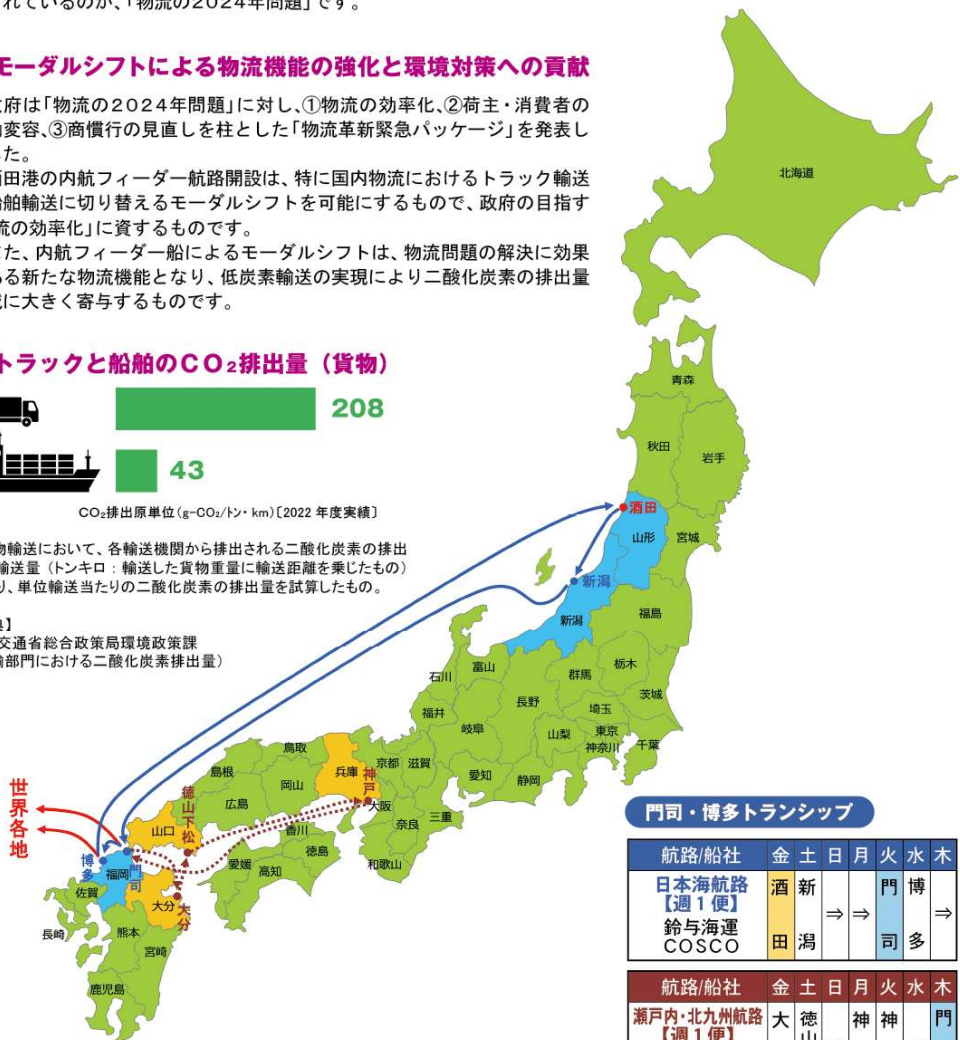
政府は「物流の2024年問題」に対し、①物流の効率化、②荷主・消費者の行動変容、③商慣行の見直しを柱とした「物流革新緊急パッケージ」を発表しました。
酒田港の内航フィーダー航路開設は、特に国内物流におけるトラック輸送を船舶輸送に切り替えるモーダルシフトを可能にするもので、政府の目指す「物流の効率化」に資するものです。
また、内航フィーダー船によるモーダルシフトは、物流問題の解決に効果のある新たな物流機能となり、低炭素輸送の実現により二酸化炭素の排出量削減に大きく寄与するものです。

■ トラックと船舶のCO₂排出量(貨物)



貨物輸送において、各輸送機関から排出される二酸化炭素の排出量を輸送量(トンキロ:輸送した貨物重量に輸送距離を乗じたもの)で割り、単位輸送当たりの二酸化炭素の排出量を試算したものです。

【出典】
国土交通省総合政策局環境政策課
(運輸部門における二酸化炭素排出量)



門司・博多トランシップ

航路/船社	金	土	日	月	火	水	木
日本海航路 【週1便】 鈴与海運 COSCO	酒田	新潟	⇒	⇒	門司	博多	⇒
航路/船社	金	土	日	月	火	水	木
瀬戸内・北九州航路 【週1便】 鈴与海運 COSCO	大分	徳山下松	⇒	⇒	神戸	神戸	門司

インセンティブ一覧

令和7年度 コンテナ貨物利用促進助成制度

助成対象期間: 令和7年4月1日～令和8年3月31日

区分	物流対策推進事業		酒田港利用拡大助成事業				
	船 社	海貨業者	荷 主				LCL貨物
名称	I 新規航路・増便助成 (船社)	II 新規航路・増便助成 (代理店)	III コンテナ転換 支援助成	IV 陸送費助成	V (i) モーダルシフト等 促進助成【拡充】	V (ii) モーダルシフト等 促進助成【NEW】	
趣旨	R6～R7年度に新規航路の開設・増便する船社を助成し、航路の新設・増便を促す。	左記航路のうち内航航路の代理店業務を併結する海貨業者を助成し、内航航路の新設・増便を促す。	バルク船からコンテナ船へ転換を促し、コンテナ貨物量の増加を図る。	酒田港から発着地までの陸送距離に応じた助成を行い酒田港利用を促す。	物流の2024年問題に対応してトラック陸送から海上輸送へモーダルシフトを促し、コンテナ貨物量の増加を図る。		小口混載貨物輸出サービス利用荷主を助成し、小口混載貨物輸出量の増加を図る。
対象 要件	①及び②を満たす船社 ① 新規に定期航路(2週間に1便以上運航する航路)を開設・増便する船社 ② 予定寄港数の3/4以上寄港 ※ 助成対象期間中に航路廃止が判明した場合は助成対象外	左記船社の内航航路の酒田港代理店となる海貨業者	①及び②を満たす荷主 ①バルクの貨物品をコンテナ貨物で輸送 ② 貨物重量が150t以上 (20ft9個以上/回又は40ft8個以上/回とする)の輸送を実施	年間30TEU以上利用した荷主	①又は②を満たす荷主 ① 過去3カ年度の最高貨物量比で30TEU以上かつ2割以上増加 ② 過去3カ年度に酒田港未利用で貨物量が30TEU未満の荷主	内航定期航路(輸出入以外)を利用した荷主	酒田港の小口混載貨物輸出サービスを利用した荷主
助成対象	年間の実入り貨物量が 年間寄港数×30TEUに満たない貨物量 (TEU)		上記②に該当する利用貨物量の合計 (TEU)	利用貨物量 (TEU)	過去3カ年度の最高貨物量超過分 (TEU)		利用貨物量 (㎡又はt いずれか大きい方)
助成単価	15,000円/TEU	10,000円/TEU	20,000円/TEU	酒田港⇄発着地 (片道距離) 50km未満：1,000円/TEU 50～99km：3,000円/TEU 100～149km：6,000円/TEU 150km～：8,000円/TEU	30,000円/TEU	①内貨利用貨物量 (TEU) ②内貨利用貨物量に係る海上運賃、国内陸上輸送費、国内荷役料、梱包料等 ①発着港⇄発着地間 (片道距離) 100km未満：7,500円 100～149km：10,000円/TEU 150km～：15,000円/TEU ②助成対象経費の1/2	5,000円/㎡又はt
上限額	1,000万円/航路	780万円/航路	500万円/荷主	100万円/荷主	100万円/荷主	①100万円/荷主 ②20万円/荷主	20万円/荷主
計画申請	令和7年12月20日まで		【一次募集】令和7年9月30日まで 【二次募集】令和7年11月30日まで				
実績報告 交付申請	令和8年3月31日まで		(令和8年1月31日までの実績) 令和8年2月10日まで (令和8年3月31日までの実績) 令和8年3月31日まで				

※ 「IV 陸送費助成」と「V(i) モーダルシフト等促進助成」のみ重複申請が可能。
※ 「V(ii) モーダルシフト等促進助成①」と「V(ii) 同助成②」は対象貨物が異なれば併用可能。
※ 助成金交付は予算の範囲内で実施します。計画申請期間内でも助成金交付申請額の合計が予算枠に達した際は受付を停止する場合があります。

定期コンテナ航路に係る港湾施設使用料

対象者	項 目	通常料金	減免内容	減免料金	備 考
船社又は代理店	●入港料	内航船舶	1.26円/t	偶数回日の入港料免除	※1 総トン数700t以上の船舶から徴収
		外航船舶	2.30円/t	→ 実質 0.63円/t	
	●岸壁使用料	内航船舶	5.19円/t	2分の1減免	※2 総トン数150t以上の船舶
		外航船舶	4.72円/t	→ 2.36円/t	
		内航船舶	6.93円/t	→ 3.47円/t	
		外航船舶	6.30円/t	→ 3.15円/t	
		内航船舶	3.46円/t	→ 1.73円/t	
		外航船舶	3.15円/t	→ 1.58円/t	
	●荷役機械使用料	コンテナクレーン	34,600円/30分	→ 23,067円/30分	
		リリーフスタッカー	1,920円/30分	→ 1,280円/30分	
		荷さばき地使用料	101円/TEU・日	2分の1減免	
		リーフアーコンセント使用料	31円/kwh	→ 31円/kwh	
荷主	●上屋使用料	高砂ふ頭CFS上屋	20円/㎡・日	指定上屋減免	
		大浜ふ頭上屋	14.50円/㎡・日	→ 7.25円/㎡・日	
		16～30日	29.02円/㎡・日	2分の1減免	
		31日～	43.54円/㎡・日	→ 21.77円/㎡・日	